氏名(本籍) 末田 邦子(福岡県)

学位の種類 博士(社会福祉学)

学位番号 甲第71号

学位授与の日付 2019年9月15日

学位授与の要件 学位規則第5条第1項の規定該当

学位論文題目 日本における精神衛生相談の政策・理念・活動の形成過程に関する研究

-精神病者監護法制定から精神衛生法制定までの検討-

審查委員 主 查 永岡 正己 日本福祉大学 客員教授

副 査 木全 和巳 日本福祉大学 教授

// 児玉 善郎 日本福祉大学 教授

学外審查委員 加藤 博史 龍谷大学 名誉教授

論文内容の要旨

本学位請求論文は、実効ある精神障害者への相談活動を展開するために、近代日本における最初の法制度である 1900 年の精神病者監護法制定から、第二次世界大戦後の被占領期に制定された 1950 年の精神衛生法によって精神衛生相談所が制度化されるまでを日本における精神衛生相談の 形成過程と捉えて、政策動向、相談理念、活動実態の三つの枠組みによって、その特質を分析したものである。

本研究は、精神病者監護法によって法的枠組みが示されてから、専門的対応を求めざるをえなかった精神病者とその家族、市民に対して、医療機関で展開される入院および外来活動とは異なる、「入口機能」をもった地域における相談活動を検討範囲としている。そして精神病者救治会等の活動内容から第一次世界大戦後の新たな展開について、さらに昭和初期から戦時下にかけての医療関係者と社会事業関係者の両面から相談活動の実態を具体的に検討し、とくに医師や看護婦だけでなく、補助的役割をもった方面委員の活動も取り上げて、治安維持や社会統合的な側面と、人間の生命や生活を守り生活の回復を図る側面の両面から分析し、精神衛生相談の歴史を考察している。本研究は、これまで十分取り上げられてこなかった活動実態に光をあて、今日必要とされている相談活動のあり方を考えるための前提となる知見を歴史的史実にもとづきまとめたものとして意義をもつものである。

本論文は、下記のとおり序章、終章を含め全8章で構成され、本文135頁、文献リスト(328点)、年表が付されている(計151頁)。

序章 研究の目的と枠組み

第1章 戦前日本の精神衛生相談事業化に関する政策展開

第2章 戦前日本の精神衛生相談理念形成に向けた精神衛生関連団体の動き

第3章 戦前日本の精神衛生相談理念形成に向けた社会事業団体の動き

第4章 戦前日本における医師や保健婦等による精神衛生相談活動

第5章 戦前日本における方面委員による精神病者への相談活動

第6章 被占領期における精神衛生相談所の制度化

終章 結論と今後の課題

序章は、1. 問題の所在、2. 研究の目的、3. 研究の方法と倫理的配慮、4. 使用する用語の定義、歴史的用語の使用の説明、5. 先行研究の検討、6. 研究の枠組みと分析の視角、からなっている。

精神保健医療福祉の改革ビジョンで相談支援体制の整備が示されてからも、相談体制が十分でない中で、この研究のもつ背景と目的が示されている。そして研究の方法として、まず、時期区分、用語の定義として社会福祉のもつ両義性、両面性の説明がなされている。また、史資料については、戦前の精神医学関係雑誌、社会事業関係雑誌、全日本方面委員連盟、中央社会事業協会等の刊行物や行政資料、戦後の国会、GHO資料などを用いている。

先行研究の検討は精神科医療史、社会事業史、「病人史」「社会史」から、研究枠組みにそって丹念に行なってこれまでの到達点を検討し、精神衛生相談の検討のもつ位置と役割を明らかにしている。また精神衛生相談、精神衛生相談事業等の定義を行なって、概念の範囲を定めるとともに、精神衛生相談のもつ両面性について、両義性の概念を用いて社会防衛的な側面と「生命と生活を護る」側面を明らかにしようとしている。時期区分は精神病者監護法制定から精神病院法制定まで(1900~18年)、精神病院法制定から精神衛生国策案まで(1919~36年)、精神衛生国策案後~終戦(1936~45年)、終戦~精神衛生法制定(1945~1950年)としている。

第1章は、序節、第1節 精神病者監護法制定から精神病院法制定前まで(1900~1918年):第1期、第2節 精神病院法制定後から精神衛生国策案における「精神衛生相談所」の提唱まで(1919~1936年):第2期、第3節 精神衛生国策提唱後から終戦まで(1936~1945年):第3期、第4節小括、からなっている。(第3節は1940年の国民優生法制定前後で区分している)

内務省、厚生省史、日本精神衛生協会『精神衛生』等にもとづいて、精神病者監護法制定以後の政策展開を時期ごとに整理し検討している。そして、戦前期の政策の動きの特徴として、1.公文書として初めて「精神衛生相談所」の設置が示されるのは 1936 年の内務省「精神衛生国策案」であること、この時期には日本精神衛生協会、救治会、公立代用精神病院協会より提出された「精神病対策建議」の陳情によって、「精神病の発生予防」および「精神病者の取扱いの改善」を精神衛生相談所の機能に求めていたこと。2. しかし同年の「保健国策」では相談所設置は示されず、「病院における保護」が中心であったこと、1937 年以降、社会防衛の見地からの「予防」が重視され、精神科病床整備も困難となる中で、「取扱いの改善」の機能をもつ精神衛生相談所の設置には至らなかった経緯が明らかにされている。

第2章は、序節、第1節精神病者慈善救治会誕生と精神病院法制定への動き:前史、第2節精神病院法制定後から精神衛生国策案提唱前まで:第1期-「一切の相談を引き受ける」精神病者相談所設置と、「社会的動機」を重視した「予防」施設の提起、第3節精神衛生国策案提唱から精神厚生会合併協議まで:第2期-保健指導乃至社会教育機能を持つ相談事業の展開と、挙国一致体制における精神病発生の「予防」としての相談所の提唱、第4節精神厚生会合併協議開始から第二次世界大戦終戦まで:第3期-精神厚生会による「精神厚生」としての「相談指導」の提唱、第5節小括、からなっている。

本章では、精神衛生関連団体全体を整理した上で、日本精神衛生協会、精神病者慈善救治会(のち改称)、日本精神病院協会を精神衛生関連3団体として、各団体の機関誌を中心に精神衛生相談に関する議論がどのようになされたかを論じている。そして各節の副題にも示されるように、政策

動向とどのように関連し、どのような取り組みがなされたかを分析している。分析の結果、1. 関連団体が示した精神衛生相談の理念として「社会的動機」から進められた優生思想を背景とした精神疾患の発生防止に向けた「予防」の機能を重視するものと、「一切の相談を引き受ける」「治療機関ではなく、精神病、神経病等の予防、早期発見、早期処置等に関する相談、指導を通じて行なう保健指導乃至社会教育機関」として精神病者へのまなざしをもったものとがあったこと、2. 精神衛生相談活動に関する職種として、世界精神衛生会議(1930年)での「ソシアル・ワーカー」の紹介に始まり、三宅鑛一による「退院した患者の取り扱い」を行なう「社会看護婦」、村松常雄による「精神衛生の教育訓練を受けた社会婦又は保健指導婦、又は公衆衛生看護婦」等、専門職論の展開がなされ、戦時下にも「人間の集る所」「夫々の条件に応じて」「その能力を能う限り発揮せしむる道」を講ずべきことが訴えられたこと、3. 精神衛生相談に関する議論が、精神衛生関連団体から政策に向ってなされただけでなく、中央社会事業協会の議論など、政策の動きや論調に社会事業関係者が次第に追従してゆく動きとも関連していたことが示されている。

第3章は、序節、第1節中央社会事業協会誌の検討、第2節三大社会事業団体機関誌および 『社会事業雑誌目次総覧』の検討、第3節小括からなっている。

本章では、中央社会事業協会『慈善』『社会事業』『厚生問題』、大阪社会事業連盟『救済研究』『社会事業研究』『厚生事業研究』、東京府社会事業協会『東京府慈善協会報』『社会福利』『厚生事業』(それぞれ改組、改題前後を含む)の全論文と、それらを補うものとして『社会事業雑誌目次総覧』のタイトルを検討している。そして戦前の社会事業雑誌において精神衛生相談がどのように取り上げられたかを、論文・記事を整理し、第1期の医師による「社会防衛」の見地からの相談の登場、第2期の精神科医と社会事業関係者による精神衛生相談の提唱、第3期の厚生省設置から紀元二千六百年記念全国社会事業大会までの相談の独自性の強調、第4期の終戦までの議論を分析している。

その結果、1. 精神病者、精神衛生相談に関する議論は精神科医から提示されたものがほとんどだったが、『慈善』創刊以降、戦時厚生事業期まで、社会事業家たちによる精神病者の生命や生活の保護を意識した議論も見られたこと、2. 精神衛生相談に関する議論は 1930 年代以降活発化し、その相談理念では、反社会的行為を未然に防ぐ等の国家政策の視点を強くもつものと、病的な類のものも混在すべきであるという精神病者の存在を肯定的に認めるものとがあったこと、3. 精神科医が社会事業家に対して、社会防衛的機能を持つ精神衛生運動に協力をもとめるが、社会事業家からそれに応える動きがほとんど示されなかったことを指摘している。そして、社会事業関係者から「社会事業婦」「社会保健婦」といった専門職の提起がなされ、天達忠雄や村松常雄らによって、社会事業雑誌でも議論が展開されたことを明らかにしている。

第4章は、序節、第1節 精神病者救治会相談部の相談事業、第2節 日本赤十字社主催の精神衛生相談、第3節 済生会芝病院社会部における相談活動、第4節 東京市特別衛生地区保健館における精神衛生相談事業、第5節 小括、補節 戦前から戦後初期における村松常雄の「SSD」活動、からなっている。

本章では、精神衛生関連団体等で展開された医師や看護婦等による精神衛生相談活動について、 関係機関誌、年報類に掲載された報告や行政史資料、『社会事業個別取扱の実際』(重田信一編)の 事例などを丹念に調べ分析している。その結果、精神衛生相談の萌芽は 1924 年に開設された精神 病者救治会の相談部事業であり、1940年まで入院歴のある人々への対応が実施されていること、また日本赤十字社主催の精神衛生相談(1928年)や東京市特別衛生地区保健館(1936年)、済生会芝病院社会部(1936年、「愛と同情の心」が掲げられた)で相談が展開されたこと、しかしそれらが限定した地域で見られた活動であったことを論じている。そして救治会の相談内容、帰郷費給与状況、日本赤十字社の相談担当医師の実際、疾病分類と件数、特別地区衛生保健館の相談事業の人数や診断の推移と、個別事例(「或る問題児に就て」など)を具体的に分析している。保健館では、社会事業研究所の重田信一らと嘱託医の村松による事例検討がなされたこと、アメリカ社会事業に関心の高かった村松常雄が、他職種職員と情報を共有して、病者や家族の困りごとに応じた相談活動を行なったことを明らかにしている。村松の活動は他章でも述べられるが、補節として欧米留学後の詳しい活動の紹介がなされている。

第5章は 第1節 東京市方面委員の精神病者への相談活動、第2節 全日本方面委員連盟編『方面叢書』にみる精神病者への活動、第3節 小括、からなっている。

本章は、前章の保健・医療を中心とする専門的な活動と対比して、専門家ではない立場で補完的な役割を担った方面委員の活動について概観し、東京市において他職員と連携して「できる限り」の対応を行なっていた様子を示している。そして、『東京市方面委員取扱実例集』や全日本方面委員連盟の『方面叢書』の各集内容から関連する在宅精神病者への活動を抽出し、前者から10事例、後者からは23事例を取り上げて分析している。

その結果、方面委員が、精神病院法における入院要件に該当しにくく自費入院も困難な貧困な精神病者に対して、家族からの声にもとづいて、危機的場面への対応を含め、地域での「入口機能」を担う存在となっていたことが明らかにされている。また植民地を含む各地の方面委員が、専門的知識が少ない中で、入院斡旋や職業・生活への対応に苦慮しながら取り組んでいた実態が整理されている。そしてそれらの活動がとくに方面委員令制定から国家総動員体制へと進み、紀元二千六百年記念全国社会事業大会で精神衛生相談所の提唱に際して東京市方面委員が積極的な働きをし、戦時厚生事業下で予防重視と治安の視点を強め、病者とその家族を戦時体制に組み込んでゆく役割を担ったことも示している。

第6章は、序節、第1節 GHQ / SCAP の動き、第2節 精神衛生法における精神衛生相談所規 定への国内の動き、第3節 国会での審議過程—国会議事録の検討、第4節 小括、補節 精神衛生 相談所の誕生とその後の展開、からなっている。

戦前・戦時に未完に終わった精神衛生相談事業が、戦後どのような動きの中で法定化されたのかを、1950年5月の精神衛生法公布・施行と精神衛生相談所規定をめぐる動向、GHQ/SCAPのPHW『週刊広報 Weekly Bulletins』、関連団体の精神衛生法試案、国会議事録から検討し、その政策意図を分析している。1.『週刊広報』の検討では、GHQ は精神病院への補助金規定や看護婦および保健婦養成における精神衛生学の必要は述べるが、精神衛生相談規定への関与は認められず、関心が低かったと判断されること、2. 国会議事録の検討からは、精神衛生法の対象を「正常な社会生活を破壊する危険のある精神障害者全般」とし、法によって制度化された精神衛生相談所は社会生活を防衛するための「予防機関」としての位置づけが強く、任意設置で予算整備もないままであり、戦前からの連続面が強かったことを明らかにしている。

終章は、1. 各章のまとめ、2. 結論((1)政策面、関連団体の相談理念、相談活動に関する特徴、(2)日本の精神衛生相談の形成過程にみられる特徴)、3. 本研究の意義、4. 本研究の限界と今後の課題、の順に論述している。

政策面、関連団体の相談理念、相談活動の三つの研究枠組みにもとづいてそれぞれの展開を整理し、結論としてまず、1. 戦前の政策における相談理念には、社会防衛を背景とする精神疾患の発生防止に向けた精神病対策と、精神病者の取り扱い改善の二つがあったこと、また、戦後改革において GHQ の関与が示されず、国会審議では、①正常な社会生活を破棄する危険のある精神障害の予防、②自宅療養をする場合の指導と相談に応じる機関が示されたが、とくに前者に比重が置かれ、戦前・戦時からの連続面が強く見られたこと。2. 関連団体の相談理念形成は、精神科医を中心として 1910 年代の相談所提唱から始まり、1930 年代には優生思想を背景にした精神疾患発生の予防が重視されるだけでなく、精神病者の「一切の相談に応じる」という理念が示され、相談活動の展開が見られたこと。3. 個々の相談場面では、医師、保健婦、方面委員ともに、主に家族からの訴えを糸口に、精神病者とその家族の生活改善を目指して対応を展開したが、死亡率の高い医療機関への入院斡旋や、住み慣れた地域からの離脱と排除をもたらしたこと、そしてそのことに相談の担い手が無自覚であったこと、が述べられている。

次に、精神衛生相談の形成過程の特徴に関して、1. 戦前から被占領期までを通じて、社会防衛の見地からの精神疾患予防が重視され、患者取扱いに関する改善機能が弱く、法定化時も独立した機能をもつ相談事業の展開が困難な状況が継続したこと。2. 事業制度化前からそれぞれの思いや理念をもって活動がなされ、総力戦体制下でも生活の視点に立った相談理念の提唱や活動展開があり、専門職論や専門職間の連携も部分的に見られたこと、東京市特別衛生地区保健館での対象者の情報共有には特筆すべきものがあること、しかし当時の状況から拡がりが見られず、熱意や関心に委ねられる限界があったこと。3. 精神衛生活動には、精神病者や家族の生活困難の改善に即応する側面も見られたが、医療機関や政策の状況について十分な知識や情報を持ち得ず、活動の展開は困難であったこと。4. 社会防衛・社会統制の見地から精神疾患予防を推進する国家政策の下で、活動が合理化されてしまう側面が見られたが、他方で、病者とその家族の訴えに基づいて個々の困難状況の改善に努める側面があり、疾患予防や断種の推進の提唱と、相談に焦点を当てた実際の活動場面とに齟齬が見られたことを考察している。

最後に、本研究の意義と研究の限界をまとめている。そして「先人の努力や活動をとらえ引き継ぎ」、歴史から明らかになる相談活動のもつ両面を理解し、「対象者の立場に立つことに徹する困難さを自覚」し、「目前の問題に取り組むだけでなく、直面している問題の背後にある社会の改善に向けた活動の在り方を考え」、専門的援助活動を展開する必要性を提示している。

論文審査結果の要旨

1. 審査経過

2019年7月11日の第4回大学院福祉社会開発研究科社会福祉学専攻会議において、末田邦子氏の博士学位審査請求論文が受理され、審査委員会(永岡正己、木全和巳、児玉善郎)が設置された。また、加藤博史氏(龍谷大学名誉教授)を学外審査委員とすることが決まった。学内審査委員は提出論文を審査した上で、7月31日午後7時より最終試験(口頭試問)を実施した。終了後、学内審査委員により、最終試験の結果および学外審査委員(加藤博史氏)の審査報告書(7月22

日付)について審議し、本論文は博士学位(社会福祉学)授与に値するとの結論に達した。

2. 論文の評価

第1に、本論文は、これまでほとんど取り上げられてこなかった日本の精神衛生相談活動の形成過程を検討したものであり、関係文献・史資料を丹念に調べて内容を明らかにし、その特徴と歴史的限界を考察しており、貴重な開拓的研究として評価される。また、末田氏の精神保健福祉相談への実践的な問題意識にもとづいて歴史的課題を捉えており、精神科医療と社会事業の両面から取り上げて明らかにしていることは、今日の課題の前提を示すものとして意義をもつものである。

第2に、政策、相談活動理念、活動内容の枠組みにもとづいて形成過程を明らかにし、精神衛生相談活動のもつ社会防衛、社会統制の側面と人間の生命と生活を擁護する側面の二つの面に焦点をあてて、それらの間の葛藤や齟齬を分析していること、また戦前と戦後の連続・非連続の視点を重視して歴史分析を行なっていることは、研究枠組みとして問題意識に富むものである。このことは、結論にある、対象者の生活再建を担う専門職の課題を歴史から考察しようとする点にも示されている。

第3に、政策展開過程を文献にもとづいて整理し、精神衛生相談の事業化の動きが、1930年代からの内務省衛生局での提唱を経て、1936年の精神衛生国策案に始まっており、その経過には内務省衛生局長の提言、日本精神衛生協会等による建議があったことを示し、その後に至る経緯を明確に整理していることも評価される。

第4に、呉秀三らの役割はこれまで広く取り上げられてきたが、本論文では、その後の重要な働きをなした村松常雄を取り上げて、アメリカ留学を経て精神医学からソーシャルサービスへと視野を広げて新たな提起や活動を生み出したことを検証し、医療と社会事業をつなぐ先駆的な役割を評価していることは、社会福祉史全体においても重要な指摘である。また、天達忠雄ら社会事業関係者が精神衛生運動に協力した面だけでなく、生命や生活を護る面をもち、制度や専門職の改善のために努力したことを指摘していることも同様に重要である。

第5に、戦前の精神衛生相談事業の全体像を、救治会、日本赤十字社、済生会芝病院、東京市特別衛生地区保健館の実態から示したことは、社会事業への視点から精神衛生相談活動の前史を明らかにしたものである。とくに東京市特別衛生地区保健館の具体的な事例を分析し、相談内容や多職種連携の事例を取り上げて分析していることは、本論文の高く評価される点である。

第6に、方面委員の相談活動の事例から関連するものを取り出して、どのように補完的役割を担ったのかを検討したことは、これまで病院の活動を中心とした論が主であったが、本論文では地域の視点からの活動を具体的に取り上げており、新しい知見が示されている。これらの保健館や方面委員活動の実証的な分析は、本論文を意義あるものとしている。

第7に、戦後の被占領期における GHQ の指示や国会の議論、各団体の提言などが的確にまとめられており、戦前との連続と断絶の問題が示されていることも、今後の研究の発展を期待させる。

本論文の弱点としては、時期区分についての統一性の問題、三つの研究枠組みにもとづいた整理においてそれぞれの展開の相互連関をさらに掘り下げる必要がある点、が挙げられる。また活動事例や社会事業関係者の発言に関して、地域を広げた収集・分析の必要も指摘される。ただしこれは、史資料の限界によりやむを得ないものがあり、今後共同研究、学際的な研究を通して深めてゆくべき課題でもある。

研究動向をふまえて基本的な概念をどう用いるかの再度の検討も今後の課題と考えられる。本論

文の分析視角として重視している両義性については、本質的な意味をふまえて概念整理を精緻化 し、分析の相互連関をより構造化して分析することがのぞましい。

外部審査委員(加藤博史教授)の審査報告は、本論文が、「自身の PSW 経験も踏まえて、地域での治療支援や生活支援がいかに重要かということを深く認識し」、精神衛生相談について社会防衛や社会統制的な側面と人間の生命や生活を護り回復する側面の二つの分析視点によって実践を検証していること、「社会の改善に向けた活動の在り方を考え」て活動を展開する必要の視点に立って論を展開したことを高く評価されている。また村松常雄の精神衛生相談活動の普及定着に果たした役割を福祉史に位置づけたこと、先駆的な相談事業の実態や思想を紹介し分析していることが評価されている。課題としては、「両義性」の用語の使用について詳しい検討が必要であること、また時期区分などについて課題が指摘されている。その上で「総合的に観て、末田邦子氏の学位請求論文は、博士学位の認定に値する」と評価されている。

本論文には、いくつか課題も残されているが、全体として博士論文としての水準を十分に満たしており、歴史的視座から今日の課題を示す研究として高く評価されるものである。

3. 最終試験(学力の確認)の結果

2019年7月31日に末田邦子氏への最終試験(口頭試問)を実施した。末田氏から、口頭試問当日に配布された説明資料にもとづき、本論文の概要、研究目的、研究方法、構成、考察と結論について説明がなされ、一次提出時に指摘された研究枠組み等の課題について修正された点や今後の課題についても明快に説明がなされた。主査から本論文の評価を行なった上、副査から疑問点や問題点、研究の到達点と課題について質問を行なった。末田氏はそれらの質問に対して真摯に適切に応答した。また、指摘された点について、今後研究を発展させたい旨表明された。審査委員からは、課題についてさらに検討を重ねることとともに、今後戦後の展開過程の研究も引き続き進めることへの期待が述べられた。

その後、英語力の審査を行なった。氏は本論文第6章でGHQ資料の検討を行なっている。本論 文の英文要旨の読み上げと訳出に加えて、精神保健福祉に関する英文文献の一部を示して、読み上 げと訳出を求めたところ、適切に回答がなされた。

4. 結論

本審査委員会は、末田邦子氏が日本福祉大学学位規則第 12 条および第 5 条第 1 項により博士学位(社会福祉学)を受けるにふさわしいと判断し、合格と判定する。

以上